

令和3年12月10日

住宅局住宅政策課

不動産・建設経済局不動産業課

消費者向け「リースバック」ガイドブックの策定に向けた 検討を開始します

～第1回 消費者向けリースバックガイドブック策定検討会の開催～

国土交通省では、住宅の「リースバック」*について、消費者が柔軟な住まい方の一つとして安心して活用できることを目指して、適切な活用方策や留意点等をガイドブックとして取りまとめます。

※ 本検討会では、「リースバック」を、「自宅などの不動産を所有者が事業者等へ売却し、買主（事業者等）に対してリース料（家賃）を支払うことで、引き続きその不動産を利用する方法」と定義します。（別紙1参照）

- 近年高齢者世帯を中心に、住み替え、老後資金の確保、円滑な相続等を目的として、リースバックを活用した不動産取引が徐々に増加傾向にあります。
- このような取引は、多様なライフスタイルの実現や既存住宅流通市場の活性化、空き家の発生への未然防止につながるものとして期待されています。
- 一方で、リースバック自体の認知度が低いことや、一連の手続が複雑であることから、契約内容等について消費者の理解が不十分なままに契約が締結されるなどのトラブルが発生している事例も見られます。
- こうした状況を踏まえ、消費者がリースバックの活用を検討するにあたって参考となるリースバックの適切な活用方法や留意点等をガイドブックとして取りまとめるべく、「消費者向けリースバックガイドブック策定に係る検討会」を開催します。なお、検討会は非公開（議事概要は国土交通省 HP に公表）にて行います。

1. 開催日程

令和3年12月13日（月）15時～17時

（第1回検討会。検討会は計3回開催予定）

2. 構成員

別紙2参照

3. 検討事項

ガイドブックの策定、周知について

【問い合わせ先】

住宅局住宅政策課 大澄、渡邊、豊島

電話 03-5253-8111（内線 39-214, 39-219）、FAX 03-5253-1627

不動産・建設経済局不動産業課 浅野、泉井、岡田

電話 03-5253-8111（内線 25-118, 25-119）、FAX 03-5253-1557